

佐中広認第45号
令和2年5月29日

申請代行業所 代表者 様

佐賀中部広域連合
認定審査課長 野方 敏英
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて（通知）

時下、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、本広域連合における介護保険事業に御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が全面解除されたことを受け、令和2年5月8日付け佐中広認第29号において通知した「要介護認定の臨時的な取扱いの基本的考え方」を一部変更します。

申請を代行される事業所におかれましては、申請書を受け付ける際、申請者への説明をお願いいたします。

ただし、認定調査にあたっては、これまでどおり、国が掲げる「三つの密」を避け、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行い、出来るだけ短時間で行えるように努めます。

なお、この取扱いは、状況等の変化に伴い、随時変更する場合があります。

記

1. 「要介護認定の臨時的な取扱いの基本的考え方」の変更点

(2)更新申請

認定有効期間を12ヶ月延長する場合の、認定調査を実施することが出来ない理由の中の「iii) 立会人が県外在住のため、感染防止の観点から立ち合いを求めることが適当でないと判断した場合」及び「iv) 認知症の方で家族等の立会人がいないことにより状況の把握が難しいと判断した場合」を削除し、「v) その他感染拡大防止の観点により調査が出来ない場合」を「iii) その他感染拡大防止の観点により調査が出来ない場合」に変更する。

2. 適用日 令和2年6月1日から

※参考までに裏面に変更後の「要介護認定の臨時的な取扱いの基本的考え方」を掲載します。

要介護認定の臨時的な取扱いの基本的考え方（令和2年6月1日から）

申請の種類にかかわらず、通常どおり、申請書の提出は必要です。

ただし、基本的な取り扱いについては、以下のとおりとなりますので、認定結果が出るまでに時間を要することがあります。

(1)新規申請、変更申請

施設や病院等において入所者等との面会禁止の措置により認定調査が困難な場合は、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施します。

(2)更新申請

以下の理由により認定有効期間満了日までに認定調査を実施することが出来なかった場合は、認定有効期間を12ヶ月延長します。延長の手続きが終わり次第、被保険者証を新たに発行します。

なお、この取り扱いについては、臨時的措置であるため、面会を中止しているなどの書類等の提出は求めず、事実確認がとれれば適用します。

- i) 介護保険施設や病院等が面会禁止等の措置を講じることにより、認定調査が実施できない場合
- ii) 調査対象である被保険者やご家族が、感染を危惧し、認定調査を拒否される場合
- iii) その他感染拡大防止の観点により調査が出来ない場合

佐賀中部広域連合 認定審査課 中島
TEL 40-1132